

ヤングケアラー支援対応連絡会を設置

ヤングケアラーに対する支援体制の構築を図り、適切な対応を行うため、子育て相談課に「ヤングケアラー支援対応連絡会」を設置します。

1 概要

市の「要保護児童対策地域協議会（＝要対協）」（※）に対し、厚生労働省から、「構成機関へのヤングケアラーに関する概念の周知と実態の把握に努めるとともに、学校・教育委員会との情報共有に努め、併せて、高齢者福祉、障害者福祉を所管する部署との連携を図る」よう示されていることから、要対協を所管する子育て相談課に「ヤングケアラー支援対応連絡会」を設置し、対応を行っていくもの。

※要保護児童対策地域協議会（要対協）…要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が設置する協議会

2 連絡会の構成

連絡会は、代表者会議及びワーキングチームとし、構成員は保健福祉部関係課（社会福祉協議会含む）及び教育部関係課とします。

- ・子育て相談課（要対協事務局）
 - ・福祉政策課（民生委員児童委員協議会）
 - ・介護保険課（介護事業所）
 - ・生活支援課（生保ケースワーカー、自立支援相談、ライフナビ）
 - ・地域包括ケア推進課（高齢ケースワーカー、地域包括支援センター）
 - ・障がい福祉課（障がいケースワーカー、相談支援事業所）
 - ・教育支援課（教育委員会における独自取組の所管、スクールソーシャルワーカー）
 - ・学び支援課（学童保育、学習支援事業）
 - ・社会福祉協議会（生活支援コーディネーター、基幹型地域包括支援センター）
- ※（ ）内は、各課が所管する専門職、関係機関、事業所等

3 連絡会で実施する事項

連絡会で実施する事項は次のとおりです。

- (1) 実態調査の実施
- (2) 研修会の開催
- (3) 海老名市版アセスメント基準（ヤングケアラーである可能性を把握するための基準）の作成
- (4) 市民等への周知及び啓発
- (5) 関係機関の連携に向けた情報交換
- (6) その他、ヤングケアラーの早期発見、把握、支援の推進に必要な事項

4 今後のスケジュール

- 9月下旬 ヤングケアラー支援対応連絡会（代表者会議）
- 10月下旬 全構成員及び教職員向け研修会
- 12月 実態調査（関係機関）

◎この件に関するお問い合わせ：

海老名市保健福祉部子育て相談課 電話 046・235・4825